

# お知らせします。H27年度“2つの給付金”

**申請方法に関する照会先** 「臨時福祉給付金」窓口 健康福祉課 ☎85-7790  
 「子育て世帯臨時特例給付金」窓口 子育て支援課 ☎85-9595  
**制度に関する照会先 (厚生労働省ホームページ <http://www.2kyufu.jp/>)**  
 厚生労働省 (2つの給付金に関する専用ダイヤル) ☎0570-037-192

## 臨時福祉給付金

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に照らし合わせ、暫定的、臨時的な措置により  
**所得の低い方の負担を緩和します**

## 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置により  
**子育て世帯の負担を緩和します**

### 対象

町民税が課税されていない方  
 ※課税者の扶養親族、生活保護の受給者などは対象外

(※)

中学生以下の児童がいる  
 子育て世帯  
 ※高所得世帯は対象外

(※) 今年度は2つの給付金のどちらの要件にも該当する場合は、両方の給付金を受け取ることができます。

給付金名	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
支給対象者	平成27年度分の町民税が課税されていない方 ・課税されている方の扶養親族 (町民税において扶養となっている場合) ・生活保護の受給者である場合などは対象外です。	平成27年6月分の児童手当を受給する方 ※特例給付 (児童手当の所得制限額以上の方に児童1人当たり月額5,000円を給付) の受給者は対象外です。 ※児童手当の認定請求の失念などにより、27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方でも、支給対象になり得るので、27年5月31日時点で住民票のある市区町村窓口にご相談ください。
基準日	27年1月1日 (この日現在、箱根町に住民票があること)	27年5月31日 (この日までに生まれた子どもは対象児童)
支給額	1人につき6,000円	対象児童1人につき3,000円 ※対象児童は、支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童です。
申請書	7月末頃に発送予定	6月中旬に発送済み

給付金が振り込まれる

支給が決定した方には町から支給決定通知書が、却下となった方には不支給決定通知書が送付される

支給決定通知が届く

審査

同封の返信用封筒で返送するか、役場の担当課または出張所の窓口にて提出する

申請書を提出

必要事項を記入し、添付書類を裏面に貼り付ける

申請書に記入

申請書を手(町から送付)

手続きの流れ

# 大涌谷周辺の火山活動の状況

大涌谷周辺の火山活動が活発化して約2か月が経過しますが、依然としてやや活発な状態が続いています。

## 活発な火山活動について

### 蒸気井からの轟音

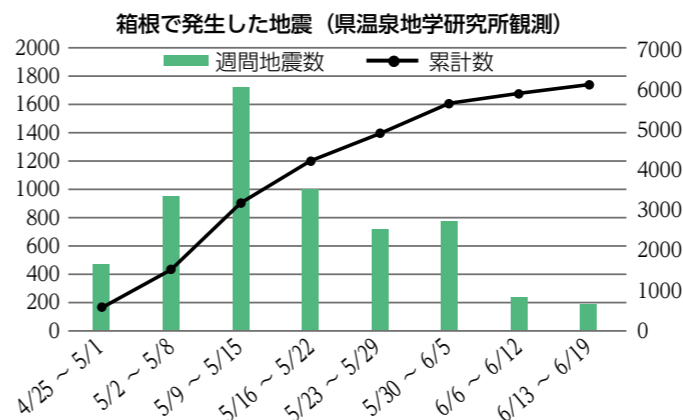
大涌谷周辺で「ゴー」という音が聞こえますが、これは立ち入り規制エリア内にある蒸気井(温泉施設)の蒸気の圧力が活発な火山活動により上昇し、大量の蒸気が轟音を発しながら噴出していることを示しています。

### 火山性地震

噴火警戒レベル2との判断の一つは、震度1〜3程度の有感地震を含む火山性地震が頻発したことです。火山活動の一端であるこうした有感地震は、今後も仙石原や二ノ平などで、しばらくの間継続すると考えられます。

## 6月25日現在の火山の状況と今後について

大涌谷周辺では、4月末から火山活動の活発な状態が続き、



温泉供給施設での蒸気の噴出異常や地殻変動が継続しています。火山性地震も発生回数の増減を繰り返しながら、全体としてやや活発な状況が続いています。大規模噴火の前兆現象である低周波地震や火山性微動は観測されていますが、火山活動の推移には今後も注意が必要です。

町では、箱根火山防災協議会から助言を得ながら、関係機関と協力して火山災害への対応に努めていきますので、町や関係機関からの関連情報に留意してください。  
 ※防災情報は、町防災行政無線や町メールマガジンなどで周知しています。メルマガは、町ホームページまたは15ページ欄外のQRコードから登録できます。  
**照会先** 総務防災課 ☎85-9561

## これまでの状況と町の対応

**5月3日18時**  
**【気象庁発表】** 箱根山に対し「火山の状況に関する解説情報」を発表  
 (内容)大涌谷浅部での熱水活動が不安定な状態となっており、大涌谷付近で規模の小さな噴出現象が突発的に発生する可能性あり

**5月4日早朝から**  
**【町の対応】** 大涌谷自然研究路およびハイキングコースの一部区間を閉鎖

**5月6日6時**  
**【気象庁発表】** 「噴火警戒レベル2」の発表  
**【町の対応】** 4日の措置に加え、大涌谷周辺の立ち入り規制を次のとおり決定し、町防災行政無線やエリアメールなどで周知

・県道734号線大涌谷三差路から大涌谷への通行禁止  
 ・箱根ロープウェイの運休  
 ・姥子~大涌谷間の自然探勝歩道の閉鎖

**5月7日以降**  
**【町の対応】** 今後の対応について「箱根火山防災協議会」で関係機関と協議し、温泉・水道などの供給事業者らに対し、作業員の安全対策や通信手段の確保などを条件に、立ち入り規制区域内への一部立ち入りを許可

※気象庁および県温泉地学研究所では、大涌谷付近の監視、モニタリングを行っています。

